

第5条（紹介手数料の返還）

1. 乙が甲に紹介した人材が、入社後3ヵ月以内に自己都合により退職したときは、乙は第3条に定めた人材紹介料の半額を甲に返還する。
2. 前項の返還金は、甲が乙へ当該退職者が退職した旨を通知した日の翌月末までに甲の指定する金融機関口座への振込により支払い、銀行振込手数料は乙の負担とする。
なお、両者の協議により、他の採用決定者にかかる人材紹介料との相殺によることができる。

※補足

第3条（人材紹介料）

1. 甲は乙が紹介した人材を採用決定した場合、労働基準法第15条に基づく労働条件その他を明示した、内定通知書を発行するとともに、人材紹介料として、採用決定者の決定年収の30%を乙に支払う。
2. 決定年収とは、内定通知書に記載される年収相当額であり、入社時期等により左右される賞与部分の減額は考慮しない。また、決定年収には、想定される残業時間（または平均残業時間）にかかる残業手当を含む。
3. 支度金・ターゲットインセンティブ等がある場合は、決定年収に含む。